

令和8年度 羽曳野市文化財・世界遺産室（埋蔵文化財発掘調査員・埋蔵文化財発掘調査補助員）
会計年度任用職員募集要項

令和8年度 羽曳野市文化財・世界遺産室 会計年度任用職員を、次のとおり募集します。

1 募集条件

職種	採用予定人数	条件
埋蔵文化財発掘調査員	1名程度	発掘調査、遺物整理、報告書作成に経験を有し、実務経験が10年以上の者
埋蔵文化財発掘調査補助員	1名程度	発掘調査、遺物整理、報告書作成に経験を有するもの

(注) (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。
(2) 性別・国籍は問いません。

2 面接日時

申込受付時に、本人と相談のうえ決定します。

3 面接会場

羽曳野市役所別館内（日時により異なるので、申込者に別途お知らせします。）

4 結果発表

面接後2週間程度で採用、不採用に関わらず本人に通知します。

5 申込手続

(1) 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）まで
土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 申込方法

以下のものを下記(3)申込場所に持参し、提出してください。
※郵送での申込はできませんのでご注意ください。

会計年度任用職員採用試験申込書

※ただし、写真（正面、脱帽、無背景、縦4.0cm×横3.5cm）を貼付し、署名をしたものに限る。

(3) 申込場所

羽曳野市役所 別館2階 文化財・世界遺産室
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1 ☎072-947-3903（直通）
※提出された書類は、返却いたしません。

6 賃金および勤務条件等

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（予定）
ただし、勤務成績が良好でかつ採用予定がある場合は、再度の採用をすることがあります。再度の採用に係る年齢の上限は、67歳に達する年度の3月31日までです。

(2)職務内容

①発掘調査の現場作業（外業）

…現場図面の作成、測量、軽微な掘削作業など

②出土遺物の整理作業（内業）

…市内から出土した遺物（土器・石器等）の洗浄、マーキング、接合、復元、実測、トレース
文化財展示室における来訪者の対応など

(3)勤務時間および勤務場所

- ・勤務日 月曜日から金曜日 (1ヵ月14日以内)
- ・勤務時間 午前9時00分から午後4時15分までの7時間15分(うち休憩90分)
- ・勤務場所 羽曳野市教育委員会文化財・世界遺産室整理作業室(白鳥3丁目147番地)

(4)報酬等(令和8年1月1日時点)

職種	報酬等	期末・勤勉手当	費用弁償(交通費)	退職手当	健康保険・厚生年金保険・
埋蔵文化財発掘調査員	時間給 外業1,843円 内業1,590円	あり	あり	なし	なし
埋蔵文化財発掘調査補助員	時間給 外業1,519円 内業1,427円	あり	あり	なし	なし

※報酬は毎月9日支給(1月及び5月については11日)。ただし、支給日が土曜日に当たる場合はその前日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合はその日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日等の休日でない日とする)。また、期末手当は6月30日及び12月10日(ただし、土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たる場合はその前日)。

※報酬は通常日(1日5時間45分勤務、休憩時間90分を除く)を基準としたもの。

※自動車による通勤は、ご自身で駐車場を確保することが条件となります。

(5)休日、休暇等

- ・休日 ①土曜日・日曜日(ただし、業務の都合により勤務日とする場合があります)
②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日
③年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ・年次有給休暇 労働基準法第39条に定めるところにより所定日数を付与します。
- ・特別休暇 羽曳野市会計年度任用職員の採用、勤務時間、休暇等に関する規則に定めるところによります。

7 業務災害及び通勤災害 労働者災害補償保険法により補償されます。

問い合わせ先	羽曳野市教育委員会事務局 文化財・世界遺産室 Tel 072-947-3903(直通)
--------	--